

農林水産業共同利用施設災害復旧事業 (平成28年熊本地震)

【280百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

＜背景／課題＞

- ・平成28年熊本地震により、農林水産業共同利用施設^{*1}に甚大な被害が発生しています。
- ・熊本県の基幹産業である農林水産業の早期復旧を図るため、被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧が必要です。

※1 農林水産業共同利用施設とは、農業協同組合等が所有する農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等のこと。

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

＜主な内容＞

平成28年熊本地震により被災した農林水産業共同利用施設の復旧を以下の条件で実施します。

なお、当該災害は、すでに「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」で激甚災害に指定され、かつ激甚災害法第6条の措置が適用されているため、補助率の引上げが行われます。

(1) 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合等

(2) 助成対象

農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にあつては13万円）以上の災害復旧事業

(3) 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
激 甚 災 害	告 示 地 域 ^{*2}	13万円以上	4／10	9／10
	その他の地域	40万円以上	3／10	5／10

※2 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域

〔 補助率：5／10、3／10
事業実施主体：農業協同組合等 〕

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03－6744－2142）]